

公益財団法人青樹会は、改正男女雇用機会均等法に基づくハラスメント防止の観点から、求職者等の皆様が安心して求職活動等を行える環境を確保するため、面談方法・連絡手段等に関するルールを以下のとおり定めます。

本方針は、採用ホームページ、説明会等の案内、選考書類等に明記し、求職者等に周知・啓発いたします。

本会は、雇用形態、年齢、性別、出身、祖先、国籍、障がい、宗教、信条、結婚の有無等を理由とした差別の禁止はもちろんのこと、パワハラやセクハラのみならず、求職者の職業選択の自由を妨げる、すべてのハラスメントを許しません。

1. 求職活動等とは

「求職活動等」とは、求職者が行う求職活動や求職者に類する者が行う職業の選択に資する活動を指し、SNS等のオンラインを介したものやオンライン上で行われるものも含まれます。また、労働者が通常就業している場所以外で行われるものも含まれます。

求職活動の例：採用面接、病院説明会、職場見学、職場実習、インターンシップ等

2. 基本ルール

(1)就活生・求職者と面会するときは、院内事務所などの公的な場所で実施し、1対1での飲食や飲酒を伴う会食は禁止する。

(2)就活生・求職者との連絡は、本会のメールアドレス（ドメイン：@seijyukai.jp）および社用電話とし、個人的な連絡先の交換を禁止する。

(3)外部説明会、インターンシップ等で懇親会を実施する場合は、希望者のみが参加できるよう配慮する。

(4)就活生・求職者と個人的面談を実施する際は、必ず総務課に事前に申請し、事後に報告する。

3. 採用活動にかかわる教育

ハラスメントを発生させないために、面接や実習、インターンシップにかかわる従業員への教育を実施いたします。

4. 就活ハラスメントに関する相談窓口

(1)相談者の秘密は厳守されます。また、相談が本会の選考・合否結果に影響することは一切ございません。

(2)従業員が事実関係の確認等に協力したこと等を理由とした不利益な取り扱いを行いません。

(3)就職活動に際して本会従業員によるハラスメント行為が見られた場合は、下記の窓口までご相談ください。

【求職者等相談窓口】

① 事務長 松見篤 TEL (0748) 33-7101 mail:matumi@seijyukai.jp

② 総務課 TEL(0748)33-7103 mail:soumu@seijyukai.jp

5. 発生時の対応

求職者等セクハラが疑われる事案が発生した場合は、速やかに事実関係を確認し、以下の措置を講じます。

(1)被害者への配慮：被害者と行為者を引き離す、行為者の謝罪を求める等

(2)行為者への措置：就業規則に基づく懲戒処分など厳正に対処

(3)再発防止：再発防止に向けた措置を講じ、全社的な周知・啓発

以上

2026 年 10 月 1 日制定